

亀山市特定不妊治療費助成金について

(保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加)

保険適用の特定不妊治療を上限回数まで終了した夫婦に対して、助成回数を追加して助成します。

【対象となる治療】

保険適用を終了した後の保険適用外の特定不妊治療（治療ステージ A～F）

※次に掲げる経費は対象外となります。

- ・ 食事に要した経費、入院費、凍結保存に係る経費、文書料等
- ・ 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療に係る経費
- ・ 代理母（妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入することにより当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの）に係る経費
- ・ 借り腹（夫の精子及び妻の卵子は使用できるが、妻が子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入することにより当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの）に係る経費

【助成上限額】 30万円（治療 C 及び F については17万5千円）

◎助成金の交付要件について

【交付対象者】

以下の①～⑤を満たす夫婦

- ① 法律上婚姻している夫婦又は事実上の婚姻関係にある者（出生した子の認知を行う意向がある者に限る）
- ② 医療保険法各法に規定する被保険者もしくは組合員またはその被扶養者
- ③ 申請時に夫婦の双方又はどちらか一方が亀山市の住民基本台帳に登録があること
- ④ 特定不妊治療について、保険適用の上限回数を終了していること
- ⑤ 助成を受けようとする対象となる治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

※市税等の滞納がある場合は、助成対象外になることがあります。

【助成回数】

保険適用の上限回数を超えた治療に対して、保険適用の上限回数と合わせて通算8回まで助成します。

※県内他市町が助成した回数も通算します。

【申請期限】

治療終了日から起算して60日以内

【助成方法】

(1) 次の書類を提出してください。

- ① 亀山市特定不妊治療費助成金交付申請書
(保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加)
- ② 亀山市特定不妊治療費助成事業受診等証明書
(保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加)
- ③ 医療機関発行の領収書(原本が必要、コピー不可)
- ④ 世帯全員の住民票(夫婦ともに亀山市民である場合は不要)(3か月以内に発行されたもの)
- ⑤ 委任状
- ⑥ 健康保険の資格がわかるもの(夫婦ともに必要)
※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面など
- ⑦ 戸籍謄本(3か月以内に発行されたもの)
- ⑧ 婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書(夫及び妻が外国人で初めて申請する場合)
- ⑨ 出生した場合の子の認知に関する意向書(事実上の婚姻関係の夫婦の場合)
- ⑩ 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合にあって、両人の住所が異なる場合)
- ⑪ 婚姻要件具備証明書又はこれに代わる書類(事実上の婚姻関係の夫婦で外国人の場合)

(2) 注意点

- ・申請時には、振込口座の通帳、認め印をご持参ください。
- ・申請書類の記入は、消せるボールペン、スタンプ(シャチハタ等)は使用できません。
- ・申請に来所される前に、担当へご連絡いただきますようお願いいたします。

【助成申請後の流れ】

- ① 申請後、申請書の同意事項に基づき、必要な事項を調査します。
- ② 申請額を確定します。
- ③ 申請者の住所へ交付決定通知書、請求書を送付します。
- ④ 決定通知書、請求書の内容を確認し、請求書に押印し、市の窓口へ提出してください。
- ⑤ 請求書を提出後、1か月程度で申請時の指定口座に助成金を振り込みます。

【問い合わせ及び申請窓口】

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」⑧窓口
子ども未来部 子ども総合支援課 母子保健グループ
電話：0595(98)5003
FAX：0595(82)8180